

専決処分の承認について

津地区合併協議会幹事会規程第6条の規定により、津地区合併協議会専門部会及び分科会に関する要綱を下記のように定めたので、本協議会に報告し、その承認を求める。

平成15年1月17日提出

津地区合併協議会

会長 近藤 康雄

記

津地区合併協議会専門部会及び分科会に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、津地区合併協議会幹事会規程(平成15年1月6日施行)第6条の規定に基づき、津地区合併協議会の幹事会(以下「幹事会」という。)の専門部会(以下「専門部会」という。)及び分科会(以下「分科会」という。)について、必要な事項を定める。

(設置等)

第2条 幹事会に専門部会を置く。

2 専門部会は、部門ごとに置くものとし、その名称等については、別に定める。

(所掌事項)

第3条 専門部会は、幹事会の幹事長(以下「幹事長」という。)の指示を受け、その関係する部門に係る津地区合併協議会規約第3条各号に掲げる事項について、専門的に協議し、又は調整するものとする。

(構成)

第4条 専門部会は、構成市町村の職員で、その関係する部門に係る事務に従事するもののうちから幹事長が指名するもの(以下「委員」という。)をもって構成する。

(部会長及び副部会長)

第5条 それぞれの専門部会に部会長及び副部会長1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 部会長は、会務を総理する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 専門部会の会議(以下「会議」という。)は、部会長が必要に応じて招集し、部会長が議長となる。

2 会議は、必要に応じて他の専門部会と合同で開催することができる。

(意見等)

第 7 条 部会長は、必要があると認めるときは、関係職員を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 専門部会の庶務は、部会長が属する市町村の担当部(課)において処理する。

(準用)

第 9 条 第 2 条から前条までの規定は、分科会について準用する。

(委任)

第 1 0 条 この要綱に定めるもののほか、専門部会及び分科会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 1 5 年 1 月 6 日から施行する。

津地区合併協議会 専門部会・分科会

専門部会	分科会	専門部会	分科会	
総務・企画部会	企画分科会	産業労働部会	労政分科会	
	総務分科会		工業振興分科会	
	公文書分科会		企業誘致分科会	
	法務分科会		観光分科会	
	広報分科会		商業振興分科会	
	統計分科会		農政分科会	
	検査分科会		林政分科会	
	出納審査分科会		農業基盤整備分科会	
人事部会	人事分科会	都市計画部会	水産分科会	
	研修分科会		農業委員会分科会	
	給与厚生分科会		都市計画分科会	
情報システム部会	電子計算システム分科会		開発指導分科会	
財務部会	財政分科会		都市整備分科会	
	議事等分科会		港湾海上アクセス・海岸分科会	
	諸税分科会		公園緑地分科会	
	市民税分科会		建築指導分科会	
	固定資産税分科会		建設部会	幹線道路調整分科会
	収税分科会			道路建設分科会
	競艇事業分科会	道路維持分科会		
財産管理部会	契約分科会	道路調査分科会		
	財産管理分科会	公営住宅分科会		
	土地開発公社分科会	建築分科会		
市民部会	市民生活・広聴分科会	下水道部会	下水道管理分科会	
	市民活動分科会		下水道事業分科会	
	国際交流分科会		排水分科会	
	防災交通安全分科会		排水施設分科会	
	男女共同参画分科会	上水道部会	水道総務分科会	
	戸籍住民分科会		水道営業分科会	
	人権分科会		水道工務分科会	
	地域調整分科会		浄水管理分科会	
	リージョンプラザ分科会		消防部会	消防総務分科会
アストプラザ分科会	議会部会	議会分科会		
環境部会	ごみ対策分科会	教育文化部会	教育総務分科会	
	ごみ収集分科会		教育施設分科会	
	ごみ処理施設分科会		学校教育分科会	
	し尿等処理分科会		生涯学習振興分科会	
	環境保全分科会		スポーツ振興分科会	
福祉保健部会	福祉総務分科会		青少年育成分科会	
	児童母子分科会		人権教育分科会	
	保育分科会		文化振興分科会	
	障害福祉分科会		図書分科会	
	高齢福祉分科会		短期大学分科会	
	介護保険分科会			
	生活保護分科会			
	国民健康保険分科会			
	医療給付分科会			
	国民年金分科会			
	保健分科会			